

重要事項説明書（医療保険）

I. 指定訪問看護ステーションなかがみの概要

法人名：社会医療法人 敬愛会 代表者名：理事長 宮里 善次

事業者名：訪問看護ステーションなかがみ

所在地：〒904-2142 沖縄県沖縄市字登川566番地

電話：098-939-1638 FAX：098-939-2437

医療機関番号：0490021 指定年月日：平成15年2月14日

サービス実施地域：沖縄市・うるま市（旧勝連町・与那城町を除く）・読谷村・嘉手納町・北谷町

営業時間：月曜日～土曜日 8：30～17：30 **※24時間緊急連絡体制あり（加算）**

休業日：日曜日・年始（1月1日～1月2日）

職員体制：看護師 常勤7名以上、理学療法士 常勤・兼務1名以上

管理者：佐久田 恵

II. 事業の目的

訪問看護は、看護師が家庭を訪問し、病気や障害により支援を必要とする方の看護をおこなうサービスで介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できます。主治医の治療方針や介護支援専門員のケアプランに沿って、医療・保健・福祉など他のサービス事業者との連携を図り安心した在宅療養を支援していきます。

お申し込みは、訪問看護ステーション事業所又は主治医・介護支援専門員へご相談ください。

訪問看護を開始するにあたっては、主治医の『訪問看護指示書』が必要です。

III. 訪問看護サービス内容

1. 日常生活の看護・健康相談

2. 医師の指示による医療処置

①経管栄養・胃瘻管理・中心静脈栄養 ②人工肛門・人工膀胱 ③在宅酸素の管理

④吸入・吸引の実施 ⑤各種カテーテルの管理 ⑥スキントラブルの処置 ⑦輸液管理 など

3. 介護相談・福祉制度の紹介

4. 在宅リハビリテーション

5. 医療機関やサービス事業所との調整

IV. 利用料金・・・（別紙参照） 介護保険・医療保険でのサービス利用料金は異なります。

V. 医療機関および市町村等との連携について

訪問看護サービスは、地域の介護を必要とする高齢者や療養者の状況や他の保健・医療・福祉サービスの状況等をふまえて、適切かつ安定的に在宅サービスが受けられるように支援します。市町村や他の保健・医療・福祉サービスを提供する者（介護保険の場合、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者を含む）との密接な連携をとります。

利用者の病状や心身の状況に応じて適切な訪問看護を行うため、主治医と密接なかつ適切な連携をはかり、緊急時の連絡体制を強化していきます。

VI. 個人情報保護について

事業所および訪問看護師は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ります。利用者に係るサービス担当者会議等において連携を取るなど正当な理由がある場合に限り、利用者や御家族の了解を得て個人情報を利用するものとします。

医療保険対象者については、市町村の保健福祉サービス等の連携を図るため、必要な情報を市町村や保健所、精神保健センターに、ご本人やご家族の了解を頂き提供することもあります。

正当な理由なく、第3者に漏洩することがないよう細心の注意を払うものとします。

- ・ 退院前カンファレンス ・ サービス担当者会議（介護保険利用者）
- ・ 市町村等・保健所長宛への訪問看護の情報提供（訪問看護の情報提供書）
- ・ 訪問看護計画書・訪問看護報告書 → 居宅介護サービス計画書に反映されるべき問題がある場合
居宅介護支援専門員への情報提供 等

VII. 利用者の留意事項

1. 金品の管理や訪問時のもてなしの辞退

金銭、証書、書類等の預かりは出来ません。また、訪問時に職員への飲食等のもてなしはご遠慮いたします。

2. 安心して在宅療養して頂くために、24時間緊急連絡体制をとって対応させていただきます。そのためには、申し込みが必要であり、一定額の利用料金が必要になります。

3. サービス時間及び曜日の変更があれば、できるだけ早めのご連絡をお願いします。
容態の急変など緊急やむえない事情がある場合には、その限りではありません。

VIII. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	佐久田恵（訪問看護ステーションなかがみ管理者）
-------------	-------------------------

（2）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

IX. 苦情・相談窓口について

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。

速やかに対応いたします。また、申し出方法として、「ご意見箱」を利用いただく場合は法人内施設に設置された「ご意見箱」に投函してください。その他に、沖縄県医療安全センターの窓口もございます。

	相 談 窓 口	連 絡 先	受 付 時 間
訪問看護ステーション なかがみ	管理者 佐久田 恵	098-939-1638 FAX:098-939-2437	月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30
社会医療法人敬愛会	医療安全推進室	098-939-1300（中頭病院） 098-939-1301 （ちばなクリニック）	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30 ※土曜日は午前12時半まで
沖縄県 医療安全相談センター	福祉保健部 医務・国保課内	098-866-1260 FAX: 098-866-1260	月曜日～木曜日 午前9:00～午後5:00

X. 在宅看護・医療の実習受入れについて

在宅医療が推進されていく中で、医師や看護学生などが在宅療養者へのニーズに対応すべき知識や技術を習得するために訪問看護ステーションでの実習が教育課程のなかに位置づけられています。

当訪問看護ステーションにおいても、研修医や看護学生の実習現場として実習生を受入れ教育に取り組んでおります。よって、スタッフの管理のもとに同行訪問を行っておりますのでご理解と御協力をお願いします。

医療保険

訪問看護ステーションなかがみ 訪問看護利用料 2026年6月～

暦週 日曜～土曜		基本単価	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ（1回につき）	看護師（週3日目まで）	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護基本療養費Ⅰ（1回につき）	看護師（週4日目以降）	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
訪問看護基本療養費Ⅰ（1回につき）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護管理療養費（1回につき、基本療養費に加算）	月の初日の訪問	10,460 円	1,050 円	2,090 円	3,140 円
	月の2日目以降の訪問	3,010 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し質の高い医療を提供	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ステーションベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）	医療従事者の労働環境の改善を目的とします医療の質の向上させるための取り組みの一貫として国が導入	1,830 円	180 円	370 円	550 円
同日複数回訪問加算（1回につき、基本療養費に加算）	同日2回訪問の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	同日3回以上訪問の場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円

外泊時			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時（2回まで）	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

加算項目(対象者のみ)			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月に1回)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算(月に1回)		2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算(月に1回)（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
夜間・早朝訪問看護加算（夜間：午後6時～午後10時、早朝：午前6時～午前8時）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（深夜：午後10時～翌6時）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算(週1日を限度)（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する方 90分を超える場合）		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
退院時共同指導加算(退院・退所につき1回又は2回)（退院・退所にあたり、主治医または職員と共同で指導を行なった場合）		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算・特別管理指導加算(退院・退所につき1回)（厚生労働大臣が定める状態等にある場合退院時共同指導加算に加えて）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算(退院につき1回)（厚生労働大臣が定める疾病・状態の方の退院日に指導した場合）		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算(月1回)（主治医、歯科医又は薬局と文書により情報を共有し指導した場合）		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)（急変等に伴い、主治医の求めにより自宅にて共同で指導を行なった場合）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
緊急訪問看護加算(1日につき)（主治医による訪問看護の依頼で訪問した場合）		2,650 円	270 円	530 円	800 円
訪問看護情報提供療養費1(月1回)（利用者の同意を得て、利用者の居住市町村等に情報を文書で提供した場合）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費2(月1回)（対象の疾病・利用者について、義務教育諸学校へ情報を文書で提供した場合）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費3(月1回)（保険医療機関・施設等へ入院・入所する際に利用者の同意を得て、情報を文書で提供した場合）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費1（在宅で看取り）		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費2（老人ホーム等で看取り）		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
専門管理加算(月に1回)（特定行為研修を終了した看護師が対象者へ指定訪問看護の実施に関する計画的な管理をおこなった場合）		2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療情報連携加算（月1回）（他医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した診療情報等を活用し計画的な管理を行った場合）		1,000 円	100 円	200 円	300 円

* 健康保険法の規定により、10円未満は四捨五入となります。

その他の訪問看護利用料(医療保険適用外) (消費税を含む)

交通費（通常の営業地域 沖縄市内）	（1回につき）	110 円	90分を超える場合（週2回目以降）	2,200 円
交通費（通常の営業地域 沖縄市外）	（1回につき）	220 円	休日訪問料金（日曜日）	4,400 円
交通費（通常の営業地域外）	（1回につき）	330 円	ご遺体のお世話	11,000 円

※ 衛生材料・日常生活物品などについては実費負担になります。

作成日：2026/6/1

重要事項説明同意書

年 月 日

説 明 者

法 人 名 : 社会医療法人 敬愛会

事業所名 : 訪問看護ステーションなかがみ

担 当 者 : _____

私は、別紙書面に基づいて上記担当者より重要事項の説明を受けました。
その内容に同意いたします。

年 月 日

利用者住所 : _____

利用者（自署） : _____

代理人 : _____ 続柄（ ）

* 本人が自署できない場合に記入

代理人住所 : _____